

## 議案第 35 号

取手市個人情報保護条例及び取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

取手市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 7 号）及び取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 37 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 6 月 10 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用条項を整理するとともに、同法に規定する情報提供ネットワークシステムの所管が総務省からデジタル庁に変更されることに伴う所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市個人情報保護条例及び取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(取手市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 取手市個人情報保護条例(平成12年条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人情報の提供先への通知)</p> <p>第23条の2 実施機関は、訂正の決定等に基づき個人情報を訂正した場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第9号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。))に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。</p>	<p>(個人情報の提供先への通知)</p> <p>第23条の2 実施機関は、訂正の決定等に基づき個人情報を訂正した場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、<u>総務大臣及び番号法第19条第7号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。))に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。</p>

(取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第11</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第10</u></p>

号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 (略)

号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 (略)

#### 付 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。